

# 入会届け・免除制・回数制について

## 1.概要

PTAでは、子ども達にお楽しみ会の実施、あいさつ運動、自転車教室、広報誌の発行等の活動を行っています。今までのPTAは保護者全員、暗黙のルールとして自動加入により活動して頂いておりましたが、入会届けを実施し、入会意思の確認をさせて頂く正しい在り方の組織へと改善いたしました。

本来であれば、本部役員の立候補で役割がどんどん決まっていくことが理想なのですが、いざ展開したところ、立候補者がいませんでした。そこでPTA全体の活動方針を保護者全体へアンケートを実施し、考え出されたのが免除・回数制です。

以下、入会届、免除制、回数制、退会について説明させていただきます。

## 2.入会届けとPTA会費

立川十小に通う子ども達のための活動や保護者自身の社会教育を目的としてのPTA活動方針に賛同していただき、入会届のご記入・提出、会費をお支払いいただくことで入会することができます。入会届は3月頃配布を予定しております。

主なPTA活動方針として「免除制による活動」と「回数制による活動」に参加していただきます。以下の3・免除制、4・回数制をご参照ください。

PTA会費は「年間一世帯、2,400円」になります。

学校側の都合により2020年度から従来の口座引き落としが出来なくなります。

その為、5月の運動会にPTA受付を設置し、そちらで現金にて徴収させていただきます。途中退会の場合、会費の返金は出来ません。あらかじめご了承ください。

## 3.免除制

世帯単位での免除期間を設けた活動制度です。

主に、本部役員、各委員長、各副委員長、自転車係リーダーとして活動して頂いた方がそれぞれ対象になります。免除期間は下表をご参照ください。

また、過去5年(平成二十七年度)をさかのぼった活動実績も反映いたします。世帯単位での免除期間を設けた活動制度です。

役職	免除期間
会長	永久
副会長	5年
書記	
会計	
学級・校外・広報・選考委員長、自転車リーダー	3年
学級・校外・広報・選考副委員長	2年

以下の方は、本部役員を免除させていただきます。

1)すずかけ学級の保護者(従来通り。十小PTA以外に立川市支援級合同保護者会にも参加しているため、学級委員1名の選出とし、本部役員については対象外とする)

以下の方は、ご希望があれば本部役員を免除させていただきます。

2)ご病気により私生活に支障のある方、妊娠中・産後間もない方(1歳未満)、介護されている方。

該当される方は、その旨をご一筆いただき、本部役員までご提出お願いいたします。(メモ用紙などでもかまいません。)

また、PTAの活動ができるようになりましたら、ご協力お願いいたします。

#### 4.回数制

1人の子どもに対して、「6年間で最低2回以上」、委員・係として活動していただく制度です。活動実績が1回以下の方は、本部役員選考会で活動人数に満たない場合のくじ引き対象とさせていただきます。ご理解の上、予めご了承ください。

役職	人数	備考
学級委員	各学級から2名	6年間で2回以上
広報委員	各学級から1名	
校外委員	1,4,5,6年の各学級から1名	
選考委員	各学級から1名	
自転車係	2,3年の各学級から3名	
ベルマーク係	全体から最大5人まで 0人でもOK	6年間で5回活動すると、委員・係1回分の活動回数にカウントできる
スポット(単発)	各催し毎に募集	

注)・すすかけ学級の保護者は、市内支援級合同保護者会、または十小PTA委員いずれかを1回以上の活動をお願いします。(従来通り)

以下の方は、ご希望があれば活動を免除させていただきます。

- ・ご病気により私生活に支障のある方、妊娠中・産後間もない方(1歳未満)、介護されている方。  
該当される方は、その旨をご一筆いただき、本部役員までご提出お願いいたします。(メモ用紙などでもかまいません)  
また、活動に参加できるようになりましたら、ご協力お願いいたします。
- ・上記委員、係の「委員長・副委員長・リーダー」のみ免除制に該当します。免除一覧をご参照ください。
- ・(緑町地区)通学路安全対策検討委員は、緑町の通学路の安全確保を目的とし、今後のあり方を検討・協議していくために、緑町在住の十小新一年生保護者を対象に毎年2名以内で委員の募集をしています。学期毎に1~2回の会合があります。元々は校外委員が活動していた活動です。現在では地域別を廃止したことにより、緑町在住保護者が代わりに選出されています。よって、校外委員の活動と同等の活動と判断し、PTA活動の委員1回の活動と同等といたします。ただし、学務課より委員選出の依頼がある限りとします。(令和三年度をもって廃止検討中)
- ・自転車係は立川市の小学生保護者の自主的な活動として、立川警察署の協力のもとに実施される活動です。  
引継ぎ等の関係上、自転車係に選出された方は、2年連続勤めていただきたく思います。  
尚、自転車教室での自転車免許の取得は、毎年3年生が対象になります。対象学年の保護者は、必ずご参加ご協力の程、よろしく申し上げます。
- ・ベルマークは、ベルマークの回収、集計、商品の交換を行う活動です。  
募集は、3月に配布する「令和2年度 委員・係 立候補用紙」にて行います。(4月の保護者会後には行いません) 活動を希望される方は、「令和2年度 委員・係 立候補用紙」にご記入の上、担任の先生を通じて本部役員へご提出ください。
- ・スポット(単発)活動とは、年間通しての係ではなく、各催しの動員としてその都度、ご参加頂く活動です。  
運動会等学校行事のお手伝い、講演会等の出席、その他の活動の動員など、様々なかたちで協力していただく活動です。  
6年間を通して5回参加していただくことで、委員活動1回と同等とし、子ども1人に対しての上限とします。  
尚、初めての取り組みとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

5.退会についての注意事項

- ・入会后PTAをやむなく退会される場合、退会用紙にその旨を記入・ご捺印の上、担任の先生を通じて本部役員へ提出してください。
- ・PTAをより良い組織にする為、本部役員との面談にて、退会理由を聞かせて頂きたく思います。退会の際はまず、先生を通じて本部役員にご相談頂きますようよろしくお願い致します。
- ・退会時期については、学区外への転居を除き、年度途中での退会はご遠慮ください。途中退会される場合、PTA会費の返金はできません。予めご了承ください。
- ・個人情報保護の観点から、退会者の情報を残すことができませんので、過去の活動回数は抹消されます。ご了承下さい。

6.免除制の説明

免除制について例を説明していきます。

現在副会長をやっています

Q) 世帯単位の免除年数はどうということですか？

例えば、副会長になった時に4年生、2年生、年長さんの子がいる場合

A) 下図のように、5年間の期間は免除となります。

副会長 ← 免除期間 →

子ども人数	今年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
1人目	4年生	5年生	6年生	—	—	—
2人目	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	—
3人目	年長	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生

現在4年生の保護者です。

Q) 3年生の時に選考委員長をしていました。遡って適用されますか？

A) 選考委員長で3年免除となり、下図のように、5~6年生の期間は免除となります。

選考委員長 ← 免除期間 →

子ども人数	昨年	今年	1年後	2年後
1人	3年生	4年生	5年生	6年生

現在2年生の保護者です。

Q) 昨年1年生の時に校外委員長を、今年広報副委員長を行いました。この場合の免除期間はどうか？

A) 校外委員長で3年免除、広報副委員長で2年免除となり、合計5年免除となります。

下図のように、3~6年生の期間は免除となります。

校外委員長 広報副委員長 ← 免除期間 →

子ども人数	昨年	今年	1年後	2年後	3年後	4年後
1人	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

Q) 免除期間が終了した場合は、どうなるのですか？

A) 次年度より、役員、委員、係のご協力をお願いいたします。

7.免除制と回数制を組み合わせた説明  
免除制と回数制の例を説明いたします。

Q) 現在副会長をやっています。世帯単位の免除後はどうなるのでしょうか？

例えば、副会長になった時に4年生、2年生、年長さんの子がいる場合

A) 下図のように、5年間の期間は免除となります。3人目のお子さんが6年生の時に本部役員・委員・係のいずれかを活動していただきます。

子ども人数		副会長 ← 免除期間 →					
		今年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
1人目	学年	4年生	5年生	6年生	—	—	—
	活動回数	1	1	1	—	—	—
2人目	学年	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	—
	活動回数	0	0	0	0	0	—
3人目	学年	年長	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
	活動回数	—	0	0	0	0	0

Q) 現在学級委員長をやっています。世帯単位の免除後はどうなるのでしょうか？

例えば、学級委員長になった時に4年生、1年生の子がいる場合

A) 下図のように、3年間の期間は免除となります。2人目のお子さんが5、6年生の時に本部役員・委員・係のいずれかを活動していただきます。

子ども人数		学級委員長 ← 免除期間 →					
		今年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
1人目	学年	4年生	5年生	6年生	—	—	—
	活動回数	1	1	1	—	—	—
2人目	学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	活動回数	0	0	0	0	0	0

Q) 3年時に副会長を活動したため、5年間の免除期間を考慮すると6年間で2回活動できません。

A) 免除期間があるので、問題ありません。

子ども人数		副会長 ← 免除期間 →					
		昨年	今年	1年後	2年後	3年後	4年後
1人	学年	3年生	4年生	5年生	6年生	—	—
	活動回数	1	1	1	1	—	—

Q) クラスの保護者全員が免除期間中や委員・係を2回活動し、委員・係の候補が出ない場合、どうなるのですか？

A) 子どもたちのためにクラス内で委員・係をお願いできないでしょうか。

クラスによって、子どもが少ないクラスは高学年頃に、保護者のみなさんが免除期間中や活動回数を満たす状態になる場合があります。子どもたちにお楽しみ会等を提供するため、ご協力をお願いいたします。委員定数に満たない場合、クラスのみなさんで話し合い、活動に支障がなければ欠員も可といたします。

## その他のQ&A

Q)ベルマークとは何ですか。

A)今まで学級委員が行っていた活動を独立させました。ベルマークの回収、集計、商品の交換を行う活動です。

主にご自宅で活動ができる作業ですので、小さなお子さんがいるご家庭でも取り組める活動です。全学年から最大5人までとさせていただきます。

募集は、3月に配布する「令和2年度 委員・係 立候補用紙」にて行います。(4月の保護者会後には行いません) 活動を希望される方は、「令和2年度 委員・係 立候補用紙」にご記入の上、担任の先生を通じて本部役員へご提出ください。

係の決定につきましては、4月の保護者会後の委員決めの際に学級委員よりご報告させていただきます。

5人以上の場合、本部役員で抽選を行い決定させていただきます。

募集が0人の場合、その年度のベルマーク活動は実施いたしません。活動したい方が活動する係といたしました。募集は、毎年度実施いたします。

Q)スポット(単発)活動とは何ですか。

A)年間通しての係ではなく、各催しの動員としてその都度、ご参加頂く活動です。

運動会等学校行事のお手伝い、講演会等の出席、その他の活動の動員など、様々なかたちで協力していただく活動です。6年間を通して5回参加していただくことで、委員活動1回と同等とし、子ども1人に対しての上限とします。

スポット(単発)活動があるときに、本部から School-Pass メール等を使用し連絡させていただきます。

## 8.免除制・回数制のメリット

- ・会員の誰もが自主的に参加しやすい体制となる。
- ・一部の人だけが運営に関わることなく、より拓かれたPTA活動ができる。
- ・保護者自身の事情に合わせてPTA活動ができる。
- ・個人の今後の計画を立てやすくなり、計画をもって立候補できる。
- ・子どもが多い家庭の負荷が軽減される。